

償却資産の申告について

償却資産とは？

個人や会社で農業や商工業などの事業を営んでいる場合、事業用として使用することができる資産（構築物、機械、器具、備品など）は償却資産となり、固定資産税の課税対象となります。 傷却資産を所有している方は、資産の多少にかかわらず、毎年1月1日時点の所有状況について申告する必要があります。

（地方税法第383条）

《申告内容》

申告書へ記入いただく内容は、令和8年1月1日時点で所有している資産の名称、種類、取得年及び取得価額です。

※取得価額とは、資産購入時に支払った金額のことで、引取運賃費や設置費用などその資産を購入してから使用できる状態にするまでに必要とした費用を含みます。

《償却資産の申告方法》

令和8年1月1日時点の所有状況について下記の書類に記入いただき、期限までに提出して下さい。

- ・提出書類

- ア. 傷却資産申告書
- イ. 種類別明細書
- ウ. 傷却資産（減価償却）台帳

※ウについては任意の台帳を作成されている方。

※申告用紙は税務課窓口に用意しております。

また、甲佐町のホームページにも掲載しておりますのでダウンロード・印刷してご利用下さい。

・提出期限 令和8年2月2日（月）（毎年1月末日まで。休日の場合はその次の平日）

・提出先 甲佐町役場税務課

※前年度までの申告の有無や、固定資産税の課税の有無に関わらず、申告は毎年必要です。

※申告した内容に漏れや誤りなどがあった場合は速やかに修正申告を行ってください。

※資産の申告漏れなどによる賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）遡及することになります。

※申告すべき資産について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、延滞金を加算して不足税額を追徴することがあります。（甲佐町税条例第72条）

お問い合わせ先 甲佐町役場税務課

096-234-1112（直通）

表1：業種別償却資産の例

| 業種 | 課税対象となる主な償却資産例 |
|----------------|---|
| 各種業種共通のもの | 応接セット、事務机・椅子・キャビネット(金属製、その他)、看板、金庫(手提げ、その他)、パソコン、印刷機・コピー機、レジスター、冷房・暖房用機器 など |
| 小売業 | 陳列棚・陳列ケース(冷凍・冷蔵機付、その他) 冷凍・冷蔵庫 など |
| 農業 | 農業、畜産業などを営むうえで必要な道具・機械・設備(脱穀機、精米機、乾燥機、給餌機、給水機、管理機)など ※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除きます。 |
| 飲食店業 | 接客用家具、厨房設備、食事・厨房用品(陶磁器・ガラス製、その他) など |
| 理容業・美容業・洗濯業 | 理容・美容・洗濯業用機械・設備 理容・美容業(施術道具・機器類 など) 洗濯業(屋外給排水設備 など) |
| 医療業 | 各種医療機器・設備 など |
| 各種製造業 | 製造機械・設備、検査工具、照明器具 など |
| 不動産賃貸業 | 給排水・ガス設備、照明設備(蓄電池電源設備、その他) など |
| 宿泊業 | 宿泊業用機械・設備(客室設備、厨房設備、放送設備など) |
| 印刷業 | 印刷関連業用機械・設備、印刷システム設備、謄写機器 など |
| 建設業 | ブルドーザー、バックホー、発電機、大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除きます) など |
| 自動車整備業・ガソリン販売業 | 自動車整備業用機械・設備、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 など |
| 食品販売業 | 飲食料品小売業用機械・設備、陳列棚・陳列ケース(冷凍・冷蔵機付、その他) など |

表2：種類分類の例

| 分類 | 種類 | 課税対象となる主な償却資産の例 |
|-----|------------|---|
| 1 | 構築物 | ビニールハウス、駐車場の舗装費、広告塔、建物附属設備 など |
| 2 | 機械および装置 | 産業用機械および装置、太陽光発電設備など |
| 3、4 | 船舶・航空機 | ヘリコプター、ボートなど |
| 5 | 車両および運搬具 | 大型特殊自動車、構内運搬具など ＊大型特殊自動車とは ・標識の登録番号(標識の「熊本」の横に記載されている番号)が 0、00～09、000～099、9、90～99、900～999 で始まるもの ・次の①～④に一つでも該当するもの 車体：①長さが4.70mを越える ②幅が1.70mを越える ③高さが2.80mを越える 速度：④最高速度が毎時15km以上 ・農耕作業用自動車(最高速度が毎時35km以上のもの) |
| 6 | 工具・器具および備品 | 事務用機器(パソコン、複写機など)、冷房・暖房用機器、陳列ケース、応接セット、印刷・コピー機、測定工具、検査工具、レジスター など |

《 申告の際の注意事項 》

★帳簿上、減価償却が終了している資産について

- ・帳簿上で減価償却が終了している資産についても、その資産を使用または使用できる状態で所有していれば償却資産の申告の対象となります。

(耐用年数経過後、残存価額が取得価額の5%を下回るまでは定率償却を行い、5%を下回る年から以降の残存価額は取得価額の5%の額となります。)

★経費に算入していない資産について

- ・所得税や法人税上、減価償却を行っておらず、経費に算入していない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

★取得価額が明らかでない場合

- ・取得価額が明らかでない場合は再取得価額を求め、その価額を基に計算します。
※再取得価額・・・同等の資産の新品を取得するのに必要な費用に、取得年からの経過年数に応じた減価償却率を掛けて求めた金額を取得価額とします。なお、自分で建設、製作、製造した資産については、新たに造る場合にかかる費用を基に計算します。

★リースしている資産について

- ・リースの契約状況により申告対象者が異なります。契約状況をご確認のうえ、お問合せください。(原則として、所有者が申告する必要があります。)

★申告の対象外となるもの

- ・自動車税、軽自動車税又は家屋の課税対象となる資産
- ・耐用年数が1年未満の資産
- ・取得価額10万円未満の資産(少額償却資産)
- ・取得価額20万円未満の3年で一括償却を行う資産(一括償却資産)
- ・牛、豚、果樹やその他の生物
- ・棚卸資産(商品又は製品(副産物および作業くずを含む))
 - ① 半製品
 - ② 仕掛品(半成工事を含む)
 - ③ 主要原材料
 - ④ 補助原材料
 - ⑤ 消耗品で貯蔵中のもの
 - ⑥ 修理用資材や包装・荷造り用資材
 - ⑦ その他①～⑥に掲げる資産に準ずるもの

※ 償却資産の課税標準額が **150万円 未満**の場合は免税となりますが、申告は必要です。

※ 太陽光発電設備を設置されている方は、個人の住宅用の10kw未満を除き、償却資産の申告が必要となります。

《課税標準の特例が適用される償却資産》

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当する償却資産を所有されている方は、償却資産申告書及び「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の備考欄に適用条項・特例の内容等を記入し、特例に該当することを証明する書類の写しをご提出ください。

◆課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

| 適用条項 | 特例対象施設等 | 課税標準の軽減割合 (課税標準額に乗じる割合) | |
|------------------|---|------------------------------------|--------------------------|
| 第349条の3 (第2項) | 一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供するもの | 最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3 | |
| 法附則 第15条関係 | ごみ処理施設（第2項第2号） 一般廃棄物の最終処分場（第2項第3号） 産業廃棄物処理施設（第2項第4号） 取得時期：令和6年3月31日までに取得したもの 県知事の許可書の写しと施設説明書、設計図等の写しを添付してください。 | 1/2 2/3 1/3又は1/2 | |
| | 太陽光発電設備（第26項） 取得時期：令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの (※固定価格買取制度の認定を受けたものは不可) 「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写しを提出してください。 | 1,000kW 未満 1,000kW 以上 | 最初の3年間 2/3 最初の3年間 3/4 |
| | 特定事業所内保育施設（第33項） 平成29年4月1日から令和5年3月31日の間に、政府の補助を受けて特定事業所内保育施設として利用する資産 | | 最初の5年間 1/2 |